

Economic measure

経済危機対策

子育て応援特別手当(21年度版)

児童教育期の子育て負担の軽減を図るため、対象となる児童がいる世帯に支給される手当です。これは本年度限定の国の経済危機対策です。

対象児童

10月1日現在で庄原市の住民基本台帳に登録があり、生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの児童。(平成20年度版は、第2子からでしたが、今回は第1子も対象)

受給できる人

10月1日現在で対象児童がいる世帯の世帯主(対象児童の親とは限りません)で、庄原市の住民基本台帳に登録がある人。

手当の額

対象児童1人当たり3万6000円。

申請方法

庄原市の住民基本台帳上で対象に



なると判断される世帯には、12月中旬に申請書を郵送する予定です。詳細については、後日お知らせします。
※住民基本台帳には、外国人登録を含みます。

DV被害者は事前申請を

配偶者によるDV被害者で、住民票の住所地と異なる住所地で対象児童と暮らしている方は、事前申請書と必要添付書類を10月30日までに女性児童課へ提出することで手当の受給が可能となります。詳しくは女性児童課へお問い合わせください。
問い合わせ
女性児童課児童福祉係
☎0824-73-11192
または各支所保健福祉室・市民生活室

失業者に家賃を支給

— 国の住宅手当緊急特別措置事業 —

現在の厳しい雇用情勢を踏まえ、一定要件に該当する方に国の経済危機対策として「住宅手当」を支給します。

失業者などに対する雇用対策に基づく貸し付け、または給付(地方公共団体などが実施する類似のものを含む)を受けていないこと。

支給対象者

次のいずれにも該当する方(原則、これらの事項を証する書類が必要です)

- ① 申請の日から遡^{さかのぼ}って2年以内に離職(自営の廃業を含む)していること。
- ② 離職前に、世帯の生計中心者であったこと。
- ③ 本市に住所があり、住宅を喪失しその後新たに賃貸住宅を確保していること、または現在居住している賃貸住宅を喪失するおそれがあること。(「喪失するおそれがある」とは、⑤の要件を満たす世帯をいう)
- ④ 公共職業安定所(ハローワーク)に常用求職の申し込みを行い、求職活動を行っていること。
- ⑤ 世帯の収入および預貯金の額が次の金額以下であること。
- ⑥ 国が実施する、住居喪

区分	世帯収入(月額)	世帯預貯金額
単身世帯	84,000円	500,000円
複数世帯	172,000円	1,000,000円

支給額・支給期間

- ① 支給額は月額家賃とし、次の額を上限とします。(新たに賃貸契約をされる場合は、この額以下の家賃の住宅に限ります)
- ② 手当は毎月、家主・不動産仲介業者へ支払います。期間は最長6カ月です。

区分	基準月額
単身世帯	33,000円
2人~6人世帯	43,000円
7人以上世帯	52,000円

その他

- ① 支給期間中は、ハローワークでの職業相談(月1回)と、市役所での面接(月2回)が必要です。
- ② 詳細については、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

社会福祉課障害者福祉係
☎0824-73-11210
または各支所保健福祉室・市民生活室